

令和8年度旭川市認知症予防事業実施業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和8年1月6日

旭川市長 今津 寛介

1 契約担当部局

〒070-8525 旭川市7条通9丁目 総合庁舎2階

旭川市福祉保険部長寿社会課地域支援係

電話 0166-25-5273

FAX 0166-29-6404

e-mail chojushakai@city.asahikawa.lg.jp

2 業務の概要

- (1) 業務名 令和8年度旭川市認知症予防事業実施業務
- (2) 業務内容 別に定める旭川市認知症予防事業実施要綱及び令和8年度認知症予防事業実施業務仕様書のとおりとする。
- (3) 履行期間 別紙「令和8年度旭川市認知症予防事業実施業務 履行期間一覧」のとおり

3 参加資格要件

旭川市内に事業所を有する法人で、旭川市認知症予防事業実施業務に係る公募型プロポーザル実施要領に定める次の全ての要件を満たしているものとする。

- (1) 参加表明書の提出日において、旭川市内における高齢者の認知症予防に係る指導業務の実績が1年以上ある者であること。
- (2) 参加表明書の提出日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 参加表明書の提出日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定を、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 参加表明書の提出日において、市税の滞納がない者であること。

4 実施要領等の交付期間及び方法

旭川市認知症予防事業実施業務に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等(以下「実施要領等」という。)の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和8年1月6日（火）から1月16日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）。

(2) 交付方法

1の場所で交付するほか、旭川市ホームページからのダウンロードにより交付する。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/osirase/d083112.html>

5 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和8年1月16日（金） 午後5時まで

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参によることとし、郵送、電子メール又はファクシミリによるものは認めない（受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）。

(2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、参加資格要件確認結果通知書を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を依頼する。

(3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和8年1月28日（水）午後5時まで

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参によることとし、郵送、電子メール又はファクシミリによるものは認めない（受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）。

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていないとき。

(2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。

(3) 実施要領で示された提出期間、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があったとき。

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったとき。

7 受託候補者の特定

旭川市認知症予防事業実施業務プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者として特定する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

7において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者が6のいずれか該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっても、本市は一切の損害を負担しない。

また、本事業の契約締結は令和8年度の予算が成立し、配当されることを条件とする。

(2) 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則（昭和39年旭川市規則第22号）第24条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 支払条件

教室開催業務に係る分は前金払（2回払）とし、フォローアップ業務に係る分は実績に基づく後払（1回払）とする。ただし、住民主体の通いの場の立ち上げに至らず、フォローアップ業務を行わなかった場合は、フォローアップ業務に係る支払は行わないこととする。

9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書等に関するプレゼンテーション及びヒアリングは行わない。
- (3) 企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、企画提案者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返還しない。
- (5) 提出された書類は、企画提案者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (6) 詳細は旭川市認知症予防事業実施業務に係る公募型プロポーザル実施要領等のとおりとする。